



連載をまとめて読むっ! シリーズ



— 多重債務に関連する法律 —

2024年12月号～2025年6月号

【執筆者】

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu (弁護士)



消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活

こちらは、ウェブ版「国民生活」連載「誌上法学講座」内の多重債務に関連する法律の記事（2024年12月号～2025年6月号）をまとめたものです。

* 各発行月の連載記事をひとつにまとめているため、ページ番号が実際と異なります。ご了承ください。

目次

第1回 多重債務問題のこれまでと現在

第2回 多重債務問題に関連する法律

第3回 債務整理（1）

－任意整理と特定調停－

第4回 債務整理（2）

－自己破産と個人再生－

第5回 債務整理（3）

－消滅時効の援用、相続放棄・限定承認、ヤミ金融への対応－

第6回 貸与奨学金への対応

－日本学生支援機構の貸与奨学金を中心に－

最終回 生活再建のための債務整理

多重債務問題の これまでと現在

新連載

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

「サラ金地獄」から 貸金業法等の大改正へ

多額の借金を抱えて返済に苦しむ多重債務者の状況は、従前「サラ金地獄」と呼ばれ大きな社会問題となっていました。日本弁護士連合会が行ってきた「破産事件及び個人再生事件記録調査」によると、自己破産に至る主な原因は、生活苦・低所得、病気・医療費、失業・転職、給与の減少、生活用品の購入、教育資金が常に約5割から6割を占め、広い意味での経済困難が負債の大きな原因であることが明らかにされました。特に、当時サラ金と呼ばれていた消費者金融が行った、①利息制限法を超える高金利での貸付け、②借り手の返済能力を無視した過剰な融資、③返済が滞った債務者への厳しい取立てといういわゆる「サラ金三悪」は、多重債務を生み出す制度上の構造的な要因とされ、法制度の改善が求められました。

消費生活相談の現場でも、問題の深刻さと構造的な要因が広く認識されるに至り、2006年12月13日、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。貸金業規制法（貸金業法と名称変更）、出資法、利息制限法を改正し、法規制のあり方を抜本的に変える大改正が実現しました。改正の要点は、次のとおりです。

1. 金利規制の強化

改正前、有効な利息の上限を定める利息制限法の制限金利（年15～20%）と、処罰の対象となる出資法の上限金利（年29.2%）の間には乖離があり、「グレーゾーン金利」と呼ばれていました。改正法は出資法の上限金利を年20%に引

き下げ、残る利息制限法との差の部分は行政処分の対象としました。一定の要件を満たすと本来無効な金利の支払いが有効とみなされる「みなし弁済規定」も廃止され、グレーゾーン金利が撤廃されました。

2. 過剰融資の規制強化

「指定信用情報機関」が創設され、原則すべての個人向け貸付けは、同機関に全件登録されることになりました。そのうえで、貸金業法の適用を受ける貸金業者は、他の貸金業者とあわせて、年収の3分の1を超える額の貸付けが原則として禁止されました（貸金業法による「総量規制」）。

3. 貸金業者の業務の適正化

参入条件を厳格化、日本貸金業協会の調査・監督権限の強化を行うとともに、取立て規制の強化等の行為規制を強化し、行政による監督が強化されました。これらに加え、出資法の上限金利を超えて貸付けを行うヤミ金融に対する罰則が強化され、相談窓口の拡充やセーフティネット貸付けの提供などの多重債務問題改善プログラムが開始されました。

全国の地方裁判所への個人の自己破産の新受件数は、2003年度の242,357件をピークに減少を続け、ここ10年は、6万件台～7万件台で推移しており、法改正による効果を示しています。

改正法の課題

年15%から年20%という金利は、決して少ない負担ではありません。特にリボ払いを長期間利用すると負担が大きくなります。現在の金利規制についても更に検討の必要があります。

貸金業者に適用される総量規制は、銀行には

適用されません。ただ、多くの銀行は、他行及び貸金業者とあわせて、年収の2分の1を超える貸付はしないとの自主規制をしています。しかし、実際の相談事例をみると、年収の3分の1、2分の1を大幅に超える負債を抱えるケースが少なくありません。借入申込みから貸付実行までをスマホで決済する場合、貸付実行から信用情報登録までのタイムラグを利用して、年収の3分の1または2分の1を超える貸付けが容易に行われてしまうケースもあります。貸金業者の総量規制、銀行の自主規制が潜脱^{せんだつ}される事案を防止する対策が必要です。

多重債務をめぐる最近の問題

1. キャッシュレス決済

キャッシュレス決済が普及しています。これには、事前にチャージし、またはカードを買っておくプリペイド式の「前払い」、銀行口座等からの資金移動で直ちに支払う「即時払い」、クレジットカード(以下、カード)等による「後払い」があります。便利な反面、よく管理しないと、収支の全体像が把握しにくくなる危険^{ひも}があります。特に、電子マネーをカードなどと紐付けて利用代金を後払いするポストペイや、後払いで商品を購入して通話料と合算して支払う携帯電話のキャリア決済は、債務負担の意識が弱いと、支払困難につながる危険性があります。

債務整理を行う際には、相談者がどのようなキャッシュレス決済を利用しているかを確認し、後払いの商品購入未払いへの対応を検討する必要があります。例えば、携帯電話の機種代金の割賦払いや、キャリア決済による買物代金の未払いがある場合、これらを債務整理の対象とすると、通話が止められる可能性があります。請求を切り分けて、通話料のみを支払い、機種代金、キャリア決済は支払停止として債務整理ができる場合もありますが、請求の切り分けができない場合は、債務整理に入る前に、携帯電話を他社に切り替えるなどの対応が必要なことがあります。

2. 悪質商法によるクレジット利用

詐欺的な取引、悪質商法にカードが利用される事例が増加しています。カード会社に対しては支払停止の抗弁で対抗することがありますが、カード会社に対して利用店舗または決済代行会社の開示を求めても、「照会したが分からなかった」と回答されることがあります。イシューア(カードの発行会社)とアクワイアラー(販売業者と加盟店契約を締結し、カードの利用環境を提供する会社)が別会社となるオフアス取引が増加していることや、決済代行会社が関与することが増えていることなどから生ずる問題ですが、カード会社の加盟店管理義務が有名無実になっているとの指摘もあり、対策が必要です。

3. ファクタリング

ファクタリングと呼ばれる取引には「給与ファクタリング」と「事業者ファクタリング」がありますが、一般の消費者については「給与ファクタリング」が問題となります。これは、給与支給日前に給与を受け取る権利を事業者に譲り渡して金銭を得て、給与支払日を迎えた際に受け取った給与を当該事業者を支払う取引です。金融庁は、給与ファクタリングは「金銭の貸付け」に該当するとの判断を示しており、その手数料(債権額と買取金額の差額)が年利換算で利息制限法の利率(年15~20%)を超えるときは、制限超過部分は無効となります。また、手数料が、年利換算で年109.5%を超えるときは、貸金業法42条により、契約全体が無効となります。この場合、無効な契約に基づき利用者が受領した金員は、基本的には不法原因給付(民法708条)として、その返還義務も否定されるべきものと考えられます。

法律上、給与は労働者に対してのみ支払うべきものとされているので、ファクタリング取引を行う事業者が勤務先に対して請求することは本来できませんが、法律を守らずに勤務先に請求する危険を完全に排除することはできません。

4. 成年年齢の引下げ

2022年4月、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、親の同意等がなくても契約ができ

るようになりました。

若者の多重債務相談では、家計管理の能力が十分でなく、返済能力が限られている場合があります。また、独立行政法人日本学生支援機構などから奨学金の貸与が続いている場合、自己破産をすると、以後の奨学金の貸与を受けられなくなる危険性があり、債務整理に支障を来すことがあります。

5. 大量広告事務所の問題

「借金減額診断」「借金減額シミュレーター」などと称するものがインターネット上にあふれています。債務者が簡単な質問項目に回答すると、「借金を大幅に減額または0にできる可能性がある」「状況に応じて、借金を減額できる可能性がある」などと診断され、「診断結果の詳細をお伝えするため」という名目で、債務者のメールアドレス、携帯電話番号などの個人情報の入力等が求められ、入力すると弁護士、司法書士から連絡があり、債務整理の委任に誘導されます。このような法律事務所や司法書士事務所には、大量の広告で債務整理の依頼者を集めているケースも多く、不適切な処理が横行しています。

「自己破産が相当と考えられる事案についても任意整理に誘導する」「ヤミ金融に対しても元本を支払う和解をする」「法テラスの利用が適切と考えられる事案でも、法テラスの利用をせず、高額な費用を取る」「債務者の支払う金額の内訳が不明」等々の事案が後を絶ちません。不適切な処理が明らかになったら、そのような弁護士、司法書士を解任したうえで、信頼できる弁護士、司法書士に委任をし直す場合がありますが、不適切な処理がなされていること自体に気づかなければ、対応は困難です。

6. 新たな加重債務－奨学金問題

学費が高騰する一方、家計が苦しい世帯が増えるなか、大学等で学ぶために貸与奨学金の利用者が増えており、現在、大学生等の約2人に1人が、何らかの貸与奨学金を利用し、その多くが日本学生支援機構の貸与奨学金を借りています。その返済の負担が、生活が苦しい人に追い打ちをかけ、結婚や出産、親元からの独立や仕事の

選択など利用者の人生の選択にも影響していることが、大きな社会問題となっています。

貸与奨学金は、将来の仕事や収入が分からないときに借りるため、もともと返済困難に陥る危険を内在していますが、返済困難に陥った場合の救済方法が十分でないため、救済を図るうえで障害となっています。日本学生支援機構の場合、返済困難者に対する返還期限の猶予、減額返還、返還免除等の救済制度がありますが、利用基準が現実を反映しているとは言い難く、利用期間の制限や、延滞があると利用が制限されるなど、救済の網から漏れる人が多くいます。

個人保証人を含めると、相談者が奨学金債務を抱えているケースは多く、制度内の救済制度や債務整理における留意点を知ることが不可欠です。

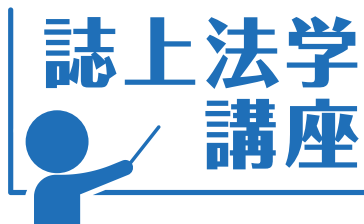
多くの困難を抱えた相談者

多重債務の背後に、幾重もの困難を抱えた相談者が増えていると感じます。病気や障害を抱えた方の場合、資料の準備だけでなく、苦しい現状に目を向けること自体が大きな苦痛となることがあります。複雑な家庭環境、ハラスメント、依存が存在する事案では、配慮と対応が求められます。生活苦を抱えた方の場合、生活保護等について最低限の知識があれば、生活再建により効果が期待できます。

限られた知識と能力で、相談者が抱える多様な問題に1人で対応することには限界があるため、その都度、関係各所に問い合わせ、助言を得ることが大切です。

まとめに代えて

多重債務問題が複雑化するなか、知見を深め、相談者が抱えるさまざまな問題にも配慮した対応が求められています。他方、それは仕事の質を高めますが、相談担当者の負担が増加することをも意味します。相談者の状況に応じた寄り添った支援を充実させるため、知識面・精神面での相談担当者への現場における支援もまた、求められていると思います。



第2回

多重債務問題に関連する法律

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

本稿では、多重債務問題に関連する法律のうち、利息制限法、出資法、貸金業法、割賦販売法について、相談の現場で知っておきたいことについてお話しします。

利息制限法

1. 利息の制限

利息制限法は、お金の貸付けの契約(金銭消費貸借契約)について、民事上有効とされる利息の範囲を定めています。

有効な利息の上限は、元本区分額に応じて、元本が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合は年15%とされており、この制限利息を超える利息の契約は超過部分が無効になります(1条)。

債権者が業として行う金銭消費貸借(営業的金銭消費貸借)が同一当事者間で複数ある場合は、元本区分額は、既存の貸付残高と新たな貸付元本額との合計額に応じて決まります(5条)。

2. みなし利息

制限利息の適用に当たっては、債権者が受ける元本以外の金銭は、いかなる名義で受け取るかを問わず、利息とみなされます(みなし利息。3条本文)。この点、契約の締結と債務の弁済の費用は利息とみなされませんが(3条但書^{ただし})、営業的金銭消費貸借では、これらの費用についても、①公租公課、②公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの(強制執行の費用等)、③ATM手数料、④債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの

(カード再発行の手数料など)以外は、利息とみなされます(6条)。

3. 賠償額の予定

金銭消費貸借契約で債務不履行があった場合の賠償額の予定(違約金を含む)は、制限利息の1.46倍を超える部分が無効とされていますが(4条)、債務整理の現場で問題となる営業的金銭消費貸借については、年20%を超える部分が無効となります(7条)。

4. 保証料の制限

営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限り)がされた場合の保証料は、事業者による貸付利息と借り手が支払う保証料を合算して制限利息を超過した場合は、超過部分につき、原則として、保証料が無効となります(8条1項)。

出資法

1. 高金利の処罰

出資法の正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」といいます。同法は、元本を保証した出資金の受入れの制限や預り金の禁止をも規制の内容としていますが、債務整理の現場で重要なのは高金利等の処罰です。

同法は、金銭の貸付けを行う者が年109.5%を超える利息(債務不履行の賠償額を含む)の契約をし、受領し、要求する行為を処罰の対象としています(5条1項)、債務整理の現場で多く問題となる金銭の貸付けを行う者が業として行う貸付けについては、年20%を超えると処罰の

対象になります(5条2項)。出資法が処罰の対象とする金利と利息制限法の制限金利の間に差がありますが、貸金業法は、貸金業者が利息制限法を超える利息の契約、受領、要求をすることを禁止し(貸金業法12条の8第1項ないし4項)、行政処分の対象としています。

なお、業として行う金銭の貸付けで、年109.5%を超える超高金利での利息の契約、受領、要求行為には、ヤミ金融等への対策として特に重い処罰が定められています(5条3項)。

2. 保証料の処罰

出資法の規制は保証料にも及び、業として行う金銭の貸付けを業として保証する場合に、貸付けの利息と合算して年20%を超える保証料の契約、受領、要求をする行為等は処罰の対象となります(5条の2)。

貸金業法

1. 貸金業者

貸金業法は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益を図るためにさまざまな規制をしています(1条)。「貸金業を営む者」には無登録業者も含まれますが、「貸金業者」という場合は、業として金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介を行い、財務局または都道府県に貸金業の登録をしている業者をいいます(2条1項、2項、3条)。消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者ですが、クレジットカード会社が行うショッピング取引には貸金業法は適用されません。また、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など一定の者も貸金業者ではありません。

2. 規制の概要

貸金業法は、深刻な多重債務問題の解決に向けて、従来の法律を抜本的に改正して作られました。そのため、その内容は、参入条件の厳格化、貸金業協会の自主規制機能の強化、取立行為^{かか}の規制・生命保険契約締結の制限・公正証書に係る

規制の強化などの行為規制の強化、過剰貸付けの規制、監督官庁による監督の強化など多岐にわたります。

その中で、多重債務の相談の際に押さえておきたいのが、取立行為の規制、返済能力の調査と過剰貸付け等の禁止、高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効です。

3. 取立行為の規制

貸金業法21条1項は、貸金業を営む者または貸付債権の取立てについて委託を受けた者は、取立てに当たって、人を威迫し、人の私生活もしくは業務の平穩を害するような言動をしてはいけないと定め、その具体的な行為類型を挙げています。その違反は行政処分の対象となります。

4. 返済能力の調査

貸金業者が貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力の調査が義務づけられます。借り手が個人の場合には、「指定信用情報機関」の信用情報を使用し、自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、または他の貸金業者からの借入と合わせて100万円を超える貸付けについては、年収等の資料の取得が義務となっています(13条)。

5. 過剰貸付けの禁止

貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けが禁止されます(13条の2)。個人が借り手の場合には、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けが原則として禁止されます(総量規制)。ただし、総量規制における借入残高の算定については、住宅ローンや自動車ローンなど一定の場合が除外されます(13条の2第2項)。

過剰貸付けの禁止は、それ自体が過剰部分の貸付けの効力を否定するものではありません。

6. 高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効

貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約において、年109.5%を超える利息の契約

をしたときは、金銭消費貸借契約自体が無効となります(42条)。ヤミ金融などの超高金利での契約の無効を主張する場合、従来は公序良俗違反(民法90条)を根拠にしていたましたが、貸金業法では明確な基準を設けて明文化しました。

割賦販売法

1. 分割払いを規制する法律

割賦販売法は、基本的には、リボ払い、分割払い、ボーナス一括払いなど、商品やサービス代金の分割払い、延べ払いに関する法律です。クレジットカード等は便利な反面、分割払いには手数料等がかかり契約内容が分かりにくくなる、手元にまとまった現金がなくても多額の商品等の購入も可能となるため多重債務に陥る危険があるなどの問題を抱えています。これに関して割賦販売法はさまざまな規制をしています。

2. 規制対象取引

規制の対象となる取引には、前払式割賦販売、前払式特定取引、割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん、二月払購入あっせん、クレジットカード番号等取扱契約締結などがありますが、相談の現場でよく扱うのは「信用購入あっせん」です。これは、消費者が特定の加盟店で商品・役務、指定権利を購入することを条件に、クレジット会社がその代金を販売会社に立替払いし、後日、消費者が代金をクレジット会社に2カ月を超えて支払う取引です。信用購入あっせんには、消費者がクレジットカードの交付を受け、これを提示して商品等を購入する「包括信用購入あっせん(包括クレジット)」と、消費者が商品等を購入するごとにクレジット契約を締結する「個別信用購入あっせん(個別クレジット)」があります。次では、信用購入あっせんに対する法規制のポイントについてお話しします。

3. 過剰与信防止義務

信用購入あっせんを業とする者(クレジット会社)のことを「信用購入あっせん業者」といい

ます。信用購入あっせん業者は、利用者とのクレジット契約の締結に先立ち、支払可能見込額を算定するため調査を行わなければならない、支払可能見込額を超えるクレジット契約の締結が禁止されています。このうち、包括信用購入あっせん業者については、クレジットカード交付前と極度額増額前に調査を行うこととし、包括支払可能見込額の100分の90を超える極度額のカードの交付等を禁止しています(30条の2、30条の2の2、平成21年告示236号)。なお、一定の与信審査体制が整備されていると認定された「認定包括信用購入あっせん業者」(30条の5の4、30条の5の5)及びカード等の極度額が政令で定める金額(10万円)以下の「登録少額信用購入あっせん業者」(35条の2の3、35条の2の4、施行令24条)には、調査事項、調査方法、算定方法等について例外的取扱いが認められています。

これらの支払可能額の調査に当たっては、経済産業大臣が指定する指定信用情報機関の特定信用情報の使用が義務づけられています。

4. 民事ルール

消費者保護の観点から、契約の民事的効力に関して次の規制をしています。

①個別クレジット契約のクーリング・オフ

特定商取引法の通信販売及び訪問購入を除いた残りの5種類のうち、一定の取引(訪問販売、電話勧誘販売、特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約、業務提供誘引販売個人契約)における個別クレジット契約はクーリング・オフが可能であり、個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、反対の意思表示がない限り、販売契約または役務提供契約も同時にクーリング・オフされたものとみなされます(35条の3の10、35条の3の11)。

②過量販売についての個別クレジット契約の解除

訪問販売、電話勧誘販売による通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等につ

いての個別クレジット契約は、契約の時から1年以内であれば解除ができ、既払金の返還が認められます(35条の3の12)。

③不実の告知等による個別クレジット契約の取消し

特定商取引法の訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売を行う販売業者が、勧誘を行うに当たり、クレジット契約や販売行為の内容に不実の告知等をし、購入者が誤認により契約した場合、消費者は、販売契約とともに、個別クレジット契約を取消して、既払金の返還を求めることができます(35条の3の13～16)。

④支払停止の抗弁

販売業者等との間で商品の引渡しがないなどのトラブルが生じた場合、購入者等は、販売業者等との間に生じている事由をもって、包括クレジット契約または個別クレジット契約におけるクレジット会社からの支払いを拒否できます(30条の4、35条の3の19)。過払金の返還を認めるものではないので注意が必要です。

⑤契約の解除等の制限

包括または個別クレジット契約において割賦

金等の支払義務が履行されない場合、20日(7日の場合があります)以上の相当な期間を定めて書面(電磁的記録によることができる場合があります)で催告し、その期間に履行されないときでなければ、クレジット会社は契約の解除または残金の一括請求ができません(30条の2の4、35条の3の17)。

⑥損害賠償等の額の制限

契約の解除や割賦金等の支払義務が履行されない場合に、購入者等に請求できる損害賠償等に上限額が設定されています。支払総額(現金販売価格または役務の現金提供価格に手数料の額を加算した額)から既払金を引いた額に、法定利率(現在年3%)による遅延損害金を加えた額が上限となります。包括または個別クレジットに適用され、リボ払いには適用されません(30条の3、35条の3の18)。

なお、信用購入あっせんについては、分割手数料率についての制限規定がありませんが、出資法5条2項の趣旨に照らし、手数料率を同項に定める範囲内に設定するよう努めることを要請する自主規制があります。

新刊『多様化・重層化するキャッシュレス決済』のご案内



好評発売中

定価1,540円(税込)

ポイント1

執筆者はキャッシュレス決済の専門家である山本正行氏

日々進化するキャッシュレス決済のしくみやサービス、さらには消費生活相談において相談者から聴き取りする際の注意点などについても分かりやすく解説しています。

ポイント2

ウェブ版「国民生活」の人気連載を書籍化

消費生活相談業務に携わる方、消費生活相談員の資格取得を目指す方におすすめです。また、キャッシュレス決済を学ぶための入門書としても最適な内容となっています。



詳しい内容は



ご注文は

https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless_guide.html

https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi_cashless.html

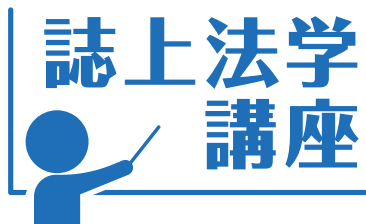
QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

B5判/80ページ

フルカラーの誌面構成
図表も多用しています

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)



債務整理(1) —任意整理と特定調停—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

任意整理

1. 任意整理とは

任意整理は、裁判所などの公的機関を利用せず、各債権者と個別に話し合い、債務額と支払方法を合意(和解)することを目的とする債務整理の方法です。

法律上の残金を確認して残債額を確定し、負債額に応じて弁済原資を各債権者に振り分け、分割または一括の返済案を提示して債権者ごとに和解を取り付けて、和解に従った弁済を実行して債務を完済します。

2. 任意整理のメリット

法律の定めに従って行わなければならない自己破産や個人再生等の法的整理と違い、任意整理では柔軟な対応が可能です。例えば、自己破産や個人再生では、原則としてすべての債務を債務整理の対象とする必要がありますが、任意整理の場合には、そのような決まりはありません。そのため、例えば、勤務先からの借入れは債務整理の対象としたくない場合、所有権留保付の自動車などの担保権の実行を避けたい場合、保証人への督促を回避したい場合などに、それ以外の負債についてのみ債務整理をすることも可能です。

3. 任意整理のデメリット

任意整理は、債権者と債務者が一対一の交渉をし、債務額や支払方法について合意して和解を成立させる方法です。したがって、債権者ごとに合意を得られなければ、任意整理は終了しません。大部分の債権者と和解ができて、1件の債権者が和解を拒み、例えば、訴訟提起等による給与差押えのなど危険が生ずれば、任意整理に

よる解決は困難または不可能になることもあります。だからといって、債権者の合意を得ようとするあまり、任意整理の対象となっている他の負債や、任意整理の対象から除外している負債についての支払いを視野に入れないまま、一部について無理な和解をすると、全体としての負債の支払いに困難を来すことになります。その意味で、個別交渉を前提としつつも、集団的債務整理の側面があることに注意が必要です。

4. 手続選択の目安

(1) 目安となる返済期間

任意整理では、和解に基づく金額を一定の期間支払い続ける必要がありますが、一般には、3年から5年で支払いを終える資力があるかどうか1つの目安になります。それ以上の長期の分割弁済案には難色を示す債権者が多く、債務者としても、長期間になると経済状況や生活状況に変化が生じる危険が大きくなるからです。特別な事情がある場合には、債権者に事情を説明することで、それより長期の分割和解が実現することもあります。そのような場合には、任意整理以外の方法も検討する必要があるでしょう。

なお、現在、大学生等の約半数が利用している独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金については、返済が苦しい事情がある場合、20年(240回)以内で、かつ月々の返済額が約定の割賦金以上となる内容で、分割払いの和解に応じる傾向があります。

(2) 返済能力の確認

任意整理を行う際は、実際に返済能力があるかを慎重に確認する必要があります。任意整理を希望する相談者は、毎月の支払可能額を多めに言う場合が少なくありませんが、これは、家計

の状況を正しく把握していないことや、返済と借入れを繰り返しているために実際の支払可能額を把握していないことなどによります。給与明細等を確認しつつ、家計の収支一覧表等を利用して必要な支出を確認する必要があります。支払いを続けられる家庭や職場、健康状態などの環境が整っていることも任意整理を成功させる大切な前提となります。

返済能力のチェックは、任意整理を弁護士、司法書士に依頼した後でも大切です。送金手数料を含めた返済予定額の積立てを行い、場合によっては、家計簿などによって家計の収支を確認するなどして、積立てが困難と思われる場合には、方針の変更を検討する必要があります。

5. 手続の基本的な流れ

任意整理は、基本的に次のような手順で行います。

(1) 受任通知と取引履歴の開示請求

弁護士、司法書士が任意整理を受任した場合、各債権者に対して受任通知を送り、取引履歴の開示を求めます。受任通知後、貸金業法の適用を受ける貸金業者は正当な理由なく債務者に請求をすることが禁止され、それ以外の業者も請求を控えます。

(2) 債務調査と和解案の提示

取引履歴が十分に開示されたら、法律上の債務額を明らかにします。利息制限法による引き直し計算が必要な場合はこの段階で行います。

法律上の債務額が確定したら、債務者の支払能力に応じた無理のない返済計画案を作成し、債権者に和解案の提示をします。これに関し、東京三弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会は、任意整理を処理する際の統一基準を定めており、原則として、次の方針で対応しています。

- ①当初よりすべての取引履歴が開示された後でなければ弁済案の提示はできない。
- ②利息制限法による元本充当計算を行い、最終取引日を基準に債権額を確定する。
- ③和解案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金や将来の利息は付けない。

一括弁済案の場合、業者と債務者の状況などによっては、法律上の元本を下回る額での和解が成立することもあります。

調査の結果、過払金が確認された場合は、過払金を請求します。

(3) 業者との交渉、和解の成立

交渉により業者が和解案を受諾すると、和解書を取り交わし、和解が成立します。和解に基づく支払いを完了すると、債務整理が完了します。

特定調停

1. 特定調停とは

特定調停は、2000年に施行された特定調停法に基づく調停です。同法は、支払困難になった方についての金銭債務を調整する調停の特則で、それまでの民事調停法よりも債務者の経済的再生に役立つ工夫がなされています。特定調停の申立てができるのは債務者のみであり、債権者は申立てができません。

調停委員が双方の話を聞いてあっせんするため、当事者間よりも話がまとまりやすくなる、利息制限法を前提としたあっせんをするため妥当な解決ができる可能性がある、調停手続を取った通知を受けた後、クレジット・サラ金業者は正当な理由なく支払請求することを禁じられているなど利点があるため、弁護士、司法書士に任意整理を依頼できない債務者でも任意整理と同様の解決を得ることができます。

2. 従来の調停からの改善点

後に述べる移送や自庁処理の要件の緩和以外にも、特定調停では、従来の調停と比べ、次のような改善がなされています。

(1) 給与差押え等への対応

特定調停において、裁判所は、事件を特定調停によって解決することが相当であると認める場合で、特定調停の成立を不能にし、もしくは著しく困難にするおそれがあるとき、または特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、現に継続している給与差押え等の民事執行手続の停止を命ずることができます。この執行停止に

は必ずしも担保を立てさせる必要はありませんが、これについては、各地の裁判所の運用状況を確認する必要があります。

民事執行手続の停止期間は、特定調停が終了するまでの間ですので、特定調停が終了または不調となった場合には、民事執行手続の停止も終了します。

(2) 取引履歴の開示

特定調停の相手方(貸金業者、クレジット会社など)は取引履歴を開示する義務があり、相当期間内に計算書と裏付書類を提出しなければなりません。提出しない場合には、調停委員会が文書提出命令を出すことができ、応じない場合は10万円以下の過料の制裁の対象となります。

3. 手続の基本的な流れ

(1) 特定調停申立

債務者が必要種類を添付して簡易裁判所に申し立てます。管轄についての特則はないため、原則として相手方の住所等を管轄する簡易裁判所が管轄となりますが、移送(裁判所が自分の所に係属している事件を他の裁判所に係属させること)や自庁処理(管轄以外の裁判所が自ら処理を行うこと)の要件が緩やかになっており、相手方に著しい不利益を与えない限りは、運用上、申立人(債務者)の選択を尊重しているようです。また、特定調停事件は、相手方ごとに別の事件として扱われますが、同一の申立人が複数の特定調停申立事件を同一の裁判所に有するときは、可能な限り併合して進められます。

(2) 調停申立ての通知と第1回調停期日の連絡

裁判所から相手方へ特定調停申立ての通知をします。また、申立てから2～3週間後、裁判所から申立人に第1回調停期日の連絡をします。

(3) 第1回調停期日

申立人のみを呼び出し、調停委員会が負債の状況や生活状況等を聞き取り、毎月の返済可能額を計算します。

(4) 第2回調停期日

第1回調停期日に算出した弁済可能額に基づいて具体的な返済計画を立て、調停委員会から申立人と相手方に対して調停条項案の提案を行

います。

(5) 特定調停の成立、調停に代わる決定

当事者双方が調停委員会から提示された調停条項に合意すると、特定調停が成立します。調停条項の内容は、特定調停の申立人である債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有するものでなければならず、例えば、債務者の返済能力を超えた返済計画は許されません。

裁判所は、調停が成立する見込みがない場合において、相当であると認めるときは、事件解決のために必要な決定をすることができます。これを「調停に代わる決定」といい、民事調停法17条に定められていることから「17条決定」とも呼ばれています。特定調停の実務では、相手方である債権者が欠席する場合に、便宜的に調停に代わる決定が多く利用されています。調停に代わる決定に対しては異議申立てができます。

(6) 調停成立の効果

調停が成立したときは調停調書に記載されます。調停調書と調停に代わる決定には、裁判上の和解と同じ効力があり、債務者がこれに基づく支払いをしない場合は、調停調書や調停に代わる決定をもとに給与差押えなどの強制執行が可能となるので、注意が必要です。

(7) 調停の不成立

調停委員会が提示した調停案に相手方が合意できないときには、調停に代わる決定がなされた場合以外は、調停は不成立となります。

4. 過払金の扱い

特定調停の中で相手方から申立人に対して過払金の支払いをすることを認めたケースはほとんどありません。特定調停は、債務の返済に窮している債務者の生活の立て直しのための制度であり、相手方からの過払金の回収を目的とするものではないからです。実務的には、将来の過払金返還請求の余地を残すため、「相互に債権債務は存在しない」という清算条項ではなく、「弁済により債務は既に存在しないことを確認する」などの調停案や和解に代わる決定が出されることが多くあります。

債務整理(2) —自己破産と個人再生—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

今回は、個人の債務者について「自己破産」と「個人再生」を取り上げます。

自己破産

1. 自己破産とは

破産とは、債務者が経済的に破綻^{はたん}し、個人の場合には「支払不能」(その資力をもって弁済期にあるすべての債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態)になった場合に、原則として債務者の生活に欠くことのできないものを除く財産を換価し、すべての債権者に対して法律の定めに従って弁済することを目的とする裁判上の手続です。このうち、債務者自身が申し立てる場合を「自己破産」といいます。

「破産手続開始決定」がなされ、「免責許可決定」が確定すると、一定の債務を除いて支払いを免れます。

2. 誤解と偏見

自己破産にはさまざまな誤解や偏見があります。

「破産をすると給与等の収入は受け取れなくなるのではないか」「戸籍謄本や住民票に載せられ、子どもの就職や結婚に支障が出るのではないか」「破産したことが会社に分かり、解雇されるのではないか」「選挙権、被選挙権などの公民権が停止されてしまうのではないか」などの懸念は、いずれも誤解に基づくものです。制度を正しく理解する必要があります。

3. 換価を要する財産と保有できる財産

破産手続において換価が必要な財産のことを「破産財団」といいます。これには、①破産手続開

始決定の時に有している財産と、②破産手続開始決定前に生じた原因に基づいて行うことができる将来の請求権があります。

これに対し、換価処分をせずに破産者が保有できる財産を「自由財産」といいます。法律上の自由財産は、①新得財産(破産手続開始決定後の原因に基づいて取得した財産)、②99万円までの現金、③差押禁止財産(債務者等の生活に欠くことのできない家財、年金受給権など)です。これ以外の財産は換価処分する建前ですが、裁判所は諸事情を考慮して、自由財産の範囲を拡張する決定(自由財産拡張の裁判)をすることができ、本来は換価の対象となる財産でも保有できる場合があります。各地の裁判所では、運用上、一定の種類と金額の財産を「換価を要しない」として、その場合は自由財産拡張の裁判があったとして扱う工夫もしているため、各地の運用を確認する必要があります。

破産手続は、法律の定める財産を確保して換価し、債権者に配当することをめざす手続です。そのため、例えば、破産者が支払不能になった後などに、その事情を知っている特定の債権者に対して弁済をすると、破産管財人はその効力を否認してこれを取り戻すことがあります。

4. 同時廃止手続と管財手続

換価すべき財産がある場合、回収すべき債権がある場合などには破産手続開始決定と同時に破産管財人が選任されます。破産管財人は、破産財団に属する財産を換価し、法律の定めに従って債権者に配当します。換価すべき財産が確認できない場合でも、資産等の調査が必要な場合

や、免責不許可事由の存在が明らかで裁量免責についての破産管財人の意見が必要な場合、費用を捻出できる財産がある場合などには、破産管財人が選任されることがあります。

換価すべき財産がなく、そのほかにも管財人を選任する必要がない場合には、破産手続開始決定と同時に、破産手続は終了します。これを同時廃止手続といいます。

5. 免責不許可事由

破産法は、免責を不許可にできる場合を定めており、「免責不許可事由」といいます。これには、次のものがあります。

- ①債権者を害する目的で、財産を隠したり、壊したり、債権者に不利益に処分した場合
- ②浪費やギャンブル等の射倖行為^{しゃこう}によって、著しく財産を減少させ、または過大な債務を負担した場合
- ③クレジットカードで一定の商品を購入し、その商品をすぐに非常に安い価格で業者などに転売したり、質入れして現金を取得したような場合
- ④既に支払不能の状態であるにもかかわらず、そうでないかのように債権者を信用させて、さらに金銭を借り入れたような場合
- ⑤偽りの事実を記載した債権者名簿を裁判所に提出したり、裁判所が行う調査において、説明を拒み、または偽りの説明をしたような場合
- ⑥免責許可申立前7年以内に、免責許可決定を受けてそれが確定していた場合など
- ⑦破産法の定める破産者の義務に違反した場合
免責不許可事由がない場合には、裁判官は免責許可決定をしなければなりません。

これに対して、免責不許可事由がある場合には、裁判官は免責不許可決定をすることができますが、さまざまな事情を考慮して、裁量で免責許可決定をすることもできます(裁量免責)。実際にも、免責不許可事由がある多くのケースで、手続に誠実に協力していること、既に堅実な経

済生活を営んでいることなどを考慮して、裁量による免責決定がなされています。ただし、嘘をつくと厳しい判断を受けるため、正直に申告し、手続を進めることが大切です。

6. 非免責債権

免責許可決定を受けても、免責の効果が及ばない債権のことを「非免責債権」といいます。これには次のものがあります。

- ①租税・罰金等
- ②破産者が悪意(単なる故意ではなく、積極的な害意)をもって加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- ③破産者が故意または重大な過失により加えた、人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権
- ④破産者が養育者または扶養義務者として負担すべき費用に関する請求権

破産手続開始前に調停調書・公正証書・契約書などに基づいて発生している請求権で、その支払が滞っているものをいいます。

- ⑤一定の範囲の雇人の給料請求権
- ⑥破産者が知っていて債権者名簿に記載しなかった請求権

ただし、債権者が破産手続の開始を知っていた場合を除きます。

7. 破産に伴う不利益

(1) 公法上・私法上の資格の制限

破産手続開始決定がなされると、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、宅地建物取引士、生命保険募集員、損害保険代理人、警備業者、警備員など、法律上の地位・資格に基づいて他人の財産の管理に関わる一定の仕事をする資格が制限されます。これらの制限は、免責許可決定が確定するとなくなります(復権)。

(2) 破産管財人が選任される場合

破産手続開始決定時に所有していた財産の管理処分権を失い、管理処分権を破産管財人が持

ちます。また、郵便物が破産管財人に配達され、破産管財人はこれを開封して確認することができます。宿泊を伴う旅行をし、または転居する場合は破産管財人の同意が必要になります。これらの不利益も、破産手続が終了することによって解消されます。

個人再生

1. 制度の概要

例えば、500万円の負債を抱えた多重債務者が、100万円を3年間で返済するという再生計画を立て、これが裁判所によって認可され、そのとおりに100万円を3年間で支払うと、残額の400万円の債務が免除される制度です。

負債総額（ただし、住宅ローン、担保付債権のうち回収見込額、罰金を除く）が5000万円以下の個人で、将来において一定の収入の見込みのある個人が利用できます。支払不能に陥っていても、支払不能のおそれがあれば利用できます。

再生計画が認可されるための最低必要支払額が細かく定められており、これを原則として3年間で、特別の事情があれば5年を超えない範囲で支払う必要があります。

個人再生には、「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」の2つの手続があります。

2. 小規模個人再生

（1）住宅ローンなどを除く無担保債務が5000万円以下の個人で、将来において反復または継続して収入を得る見込みのある個人が利用できます。会社員はもちろん、自営業者や農家でも利用可能です。

（2）弁済額が「最低弁済額要件」と「清算価値保障原則」を満たす必要があります。

①最低弁済額要件

弁済総額が、次の金額を下回らないことをいいます。

ア 手続の中で確定した住宅ローンなどを除く

無担保債権の額が3000万円以下の場合
その5分の1と100万円のいずれか多い額
（ただし、無担保債権の額が100万円より少ないときはその額、5分の1の額が300万円を超えるときは300万円）

イ 手続の中で確定した住宅ローンなどを除く
無担保債権の額が3000万円を超え5000万円以下の場合

その10分の1の額

②清算価値保障原則

弁済総額が破産手続の場合の配当額を下回らないことをいいます。

（3）再生計画案は債権者の書面決議に付せられ、同意しない旨を書面で回答した債権者が債権者総数の半数に満たず、かつ、その債権額が債権総額の2分の1を超えないこと（債権者の消極的同意）が必要です。

3. 給与所得者等再生

（1）住宅ローンなどを除く無担保債務が5000万円以下で、給与またはこれに類する定期的収入を得る見込みのある個人で、その変動の幅が小さいと認められる個人が利用できます。年間の収入の変動の幅が5分の1以内であれば、変動の幅は小さいと考えられ、サラリーマン、公務員、年金生活者などが対象となります。

（2）「最低弁済額要件」「清算価値保障原則」に加えて「可処分所得要件」を満たす必要があります。これは、弁済総額が「1年間当たりの手取収入」から「最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用（最低生活費）」を控除した額の2倍以上であることをいいます。最低生活費が生活保護基準をベースとしているため、この要件を満たす支払いが困難なケースが多くなっています。

（3）「小規模個人再生」で求められる債権者の消極的同意は不要です。

4. 非減免債権

次の債権は、減免の対象外となります。

- ①租税・罰金等
- ②債務者が悪意をもって加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- ③債務者が故意または重大な過失により加えた、人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権
- ④債務者が養育者または扶養義務者として負担すべき費用に関する請求権

ここでは、再生手続開始前に調停調書・公正証書・契約書などに基づいて発生している請求権で、その支払が滞っているものをいいます。

5. 自己破産との相違点

- ①「住宅資金特別条項」を利用して、住宅を維持しながら債務整理ができる可能性があります。これは、住宅ローンを減免の対象としないので支払いを続ける再生計画案の認可決定を受けることにより、住宅を維持しながら他の債務の減免を得る方法です。ローンを支払中の住宅の維持を希望して利用を求める債務者も多いですが、細かい要件が定められているので注意が必要です。
- ②浪費・ギャンブルによる債務でも一部について

て免除が得られます。

破産の免責不許可事由がある債務者でも、債務の一部について免除が受けられます。

ただし、給与所得者等再生の場合、破産における免責許可決定が確定した日、給与所得者等再生手続の再生計画認可決定が確定した日などから7年を経過していない場合には、申立が棄却されます。

- ③破産者のような公法上・私法上の資格の制限がありません。

6. 再生計画の履行が困難になった場合の対処

やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となった場合、最終弁済期を最長2年延長して毎回の分割支払額を少なくする「再生計画の変更」や、再生計画の遂行が極めて困難になった場合に、その段階で免責決定をして以後の支払いをする必要がないようにする「ハードシップ免責」という救済制度があり、それぞれ要件が定められていますが、事案によっては自己破産への方針変更が必要な場合があります。

新刊『多様化・重層化するキャッシュレス決済』のご案内



好評発売中

定価 1,540円(税込)

ポイント1

執筆者はキャッシュレス決済の専門家である山本正行氏

日々進化するキャッシュレス決済のしくみやサービス、さらには消費生活相談において相談者から聴き取りする際の注意点などについても分かりやすく解説しています。

ポイント2

ウェブ版「国民生活」の人気連載を書籍化

消費生活相談業務に携わる方、消費生活相談員の資格取得を目指す方におすすめです。また、キャッシュレス決済を学ぶための入門書としても最適な内容となっています。

B5判/80ページ

フルカラーの誌面構成
図表も多用しています

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)



ご注文は

https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless_guide.html



https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi_cashless.html

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

債務整理(3)

—消滅時効の援用、相続放棄・限定承認、ヤミ金融への対応—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

消滅時効の援用

長年にわたって返済しない状態が続いている場合は、消滅時効が成立していないかを検討します。債権は、権利の不行使という事実状態が一定期間継続した場合に、時効によって消滅します。これを「消滅時効」といいます。消滅時効については、2020(令和2)年4月1日に施行された改正民法で大きな制度変更がありました。

1. 時効期間

(1) 改正民法施行日より前に発生した債権

原則として権利を行使できる時から10年、商事債権の場合は5年になります。権利を行使できる時とは、多くの場合「返済期限」がこれに当たります。

サラ金・クレジット会社の貸付債権は、サラ金・クレジット会社が会社の場合は商事債権となり、時効期間は5年となります。銀行の貸付債権も5年です。クレジット会社の立替金、求償金債権も商事債権なので5年です。

個人が運営するサラ金の場合は当然には商事債権とはいえません。また、信用金庫、労働金庫などの貸付債権の時効期間は10年です。ただし、これらの債権でも、借主が会社や自営業者などの場合には、商事債権であるために5年となります。

(2) 改正民法施行日以後に発生した債権の時効期間

改正民法は、時効期間について、①「債権者が権利を行使できる時から10年間」と②「債権者が権利を行使できることを知った時から5年間」のいずれか早いほうと定め、商事債権の消滅

時効は廃止されました。サラ金・クレジット会社は返済期限等を知っているのが通常であり、これら業者の貸付債権、立替金、求償金債権の消滅時効期間は、ほとんどの場合、返済期限から5年と考えてよいでしょう。信用金庫、労働金庫なども同様です。

2. 期限の利益喪失約款

サラ金・クレジット会社の契約約款には、ほとんどの場合、「1回でも支払いを怠った場合には当然に期限の利益を失い、残金を一括で支払わなければならない」という内容の期限の利益当然喪失約款があります。その場合、1回でも支払いを怠ると、残額全部の返済期限が到来するため、その時点が残額全部について「権利を行使できる時」となります。サラ金・クレジット会社はその約款を当然知っているので、多くの場合、最初に支払いを怠った時点から5年間が消滅時効期間になると考えてよいと思います。

3. 判決が確定した場合等

なお、訴訟が提起されて支払を命じる判決が確定した債権、和解調書や調停調書で確定した債権は、消滅時効期間が10年に延長されます。

4. 消滅時効の援用

消滅時効期間が経過しても、確定的に債権を消滅させるためには、消滅時効を援用する必要があります。具体的には、「請求されている債権は消滅時効が成立しているので支払いません」という旨の書面を債権者宛てに送付します。サラ金・クレジット会社から支払いを求める訴訟を提起された場合には、訴訟において消滅時効を援用するか、消滅時効を援用したことを訴訟で主張、立証する必要がありますので注意が必要です。

5. 消滅時効を妨げる事由

債務者側の行為や債権者側の行為等が消滅時効の障害になる場合があります。

(1) 債務者側の行為

消滅時効期間進行中に、債務者が債権者の「権利の承認」をすると、時効はそこでリセットされ、改めて時効期間が進行します。その場合、消滅時効の成立には、改めて時効期間が経過することが必要です。この時効のリセットのことを、改正前の民法では時効の「中断」といっていましたが、改正民法では時効の「更新」といいます。

「権利の承認」は、明示的なものでなくても、債権の存在を前提とした行為が行われたときは、権利の承認があったと考えられます。返済、和解をすることも、債権者の権利を承認する行為となります。債権者の中には、消滅時効の完成が近づくと、しつこく少額の支払いを求めてくる場合があるので注意が必要です。

消滅時効完成後に、債務者が時効の完成を知らず、返済など権利の承認に当たる行為をした場合は、時効の利益を放棄したとして、時効の援用ができなくなります。消滅時効の完成を知らなかった場合は、時効の利益を放棄したとはいえませんが、相手方の信頼保護の観点から、信義則上、時効の援用権を失ったとされることがあります。

(2) 債権者側の行為

債権者が債務者に請求書の送付などの請求をすることを「催告」といいます。催告をすると6カ月間は時効の完成が猶予されます。その猶予期間に再度、催告をしても、更に猶予の効力が生じるわけではありません。

訴訟提起、調停申立てなどがなされた場合、手続継続中は時効の完成が猶予されます。そして、これらの手続により判決が出されて確定した場合、調停が成立して調停調書が作成された場合などには、時効は手続の終了の時から新たに進行し、時効期間は10年となります。

強制執行等の申立てがなされた場合、手続中は時効の完成が猶予され、手続終了時から新た

に時効の進行が始まります。仮差押えまたは仮処分^仮の申立てがなされた場合は、手続中と手続終了後6カ月間は、時効の完成が猶予されます。

(3) 協議を行う旨の合意

債権者と債務者との間で、債権について協議を行う旨の合意が書面でされたときは、①合意から1年間、②当事者が合意した期間、③一方当事者による協議続行拒絶の書面による通知の時から6カ月間のうち、いずれか早いほう経過するまでは、時効の完成が猶予されます。

相続放棄・限定承認

1. 相続放棄

負債を抱えた人が死亡した場合、相続人は、自分のために相続が開始したことを知った時から3カ月以内(これを「熟慮期間」といいます)に、死亡した人(被相続人)の最後の住所地の家庭裁判所に「相続放棄の申述」を行い、これが受理されることによって、相続をしないことができます。相続放棄の申述が受理され、相続放棄の効力が生じると、相続放棄をした人は、最初から相続人ではなかったとみなされるため、被相続人の資産も負債も受け継がないことになります。被相続人の遺した資産^{のこ}に比べて負債が多い債務超過の状況にあるときは、相続放棄のメリットがあります。

相続放棄の申述は、熟慮期間の3カ月以内にする必要がありますが、熟慮期間の起算点である自分のために相続が開始したことを知った時とは、原則として、死亡の事実を知った時とされています。

これに関して、亡くなったことを知ってから3カ月を経過した後に、被相続人宛てに債権者から請求の通知が届き、初めて被相続人が負債を抱えていたことを知る場合があります。そのような場合、死亡の事実を知った時ではなく、債権者からの通知によって負債を知った時を時効期間の起算点として、そこから3カ月以内に相続放棄の申述をすれば、受理される場合があります。

熟慮期間中に被相続人の相続財産の調査をし

ても、相続放棄等をするかどうかを決定できない場合には、家庭裁判所に熟慮期間の伸長(延長)を申立て、認められると熟慮期間が伸長される場合があります。

相続放棄の申述が受理され、申述人が初めから相続人でなかったとみなされると、法律にしたがって次順位の人が相続人となります。その人が被相続人の負債の承継を免れるには、先順位の相続人の相続放棄が受理されたことを知った日から3カ月以内に、相続放棄の申述をして、受理される必要があります。

なお、相続放棄の申述が受理されても、債権者等はその法的効力を訴訟で争うことができます。そのことから、家庭裁判所は、比較的緩やかに相続放棄の申述を受理する傾向があります。訴訟で相続放棄の効力が争われたら、訴訟で、相続放棄の効力が改めて判断されることになります。

2. 限定承認

相続の限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度で、被相続人の債務の負担を受け継ぐ方法です。

熟慮期間の間に被相続人の資産と負債が把握しきれない場合などに有効な手続ですが、第1順位の相続人が相続放棄をすると次順位の人が相続人となるので、債務超過など相続放棄が相当な場合でも、限定承認を行うことで後順位の相続人を生じなくすることもできます。

限定承認も、3カ月の熟慮期間に家庭裁判所に対して限定承認をする旨の申述をしなければなりません。限定承認をする場合に、相続人が数人あるときは、共同相続人の全員が共同して行う必要があります。

3. 相続財産の処分

相続人が、被相続人の相続財産の全部または一部を処分したときなどには、被相続人の資産と負債のすべてを受け継ぐ単純承認をしたものとみなされ、相続放棄と限定承認ができなくなります(これを「法定単純承認」といいます)。

裁判例には、社会的見地から相当な葬儀費用等を被相続人の財産から支出しても、それを直

ちに法定単純承認としての処分とはしていないものがありますが、ケースバイケースで、その限界は必ずしもはっきりしません。

4. 相続財産の範囲

相続放棄等は、相続財産との関係で問題になります。

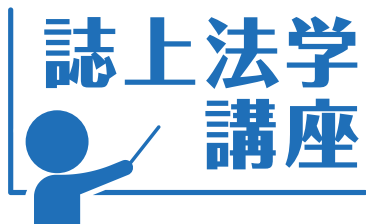
例えば、被相続人を被保険者とする死亡保険金は、受取人が特定の人に指定されている場合や、受取人が相続人とされている場合には、死亡保険受給権は受取人固有の権利とされ、相続財産とはなりません。よって、死亡保険金の受取人に指定されている人が相続放棄をしても、その人は固有の権利として死亡保険金を受給することができます。また、その人が死亡保険金を受け取ったとしても、相続財産を処分したものではないので法定単純承認には当たりません。

ヤミ金融への対応

ヤミ金融は、業として10日で1割、5割という超高金利で貸付けをし、支払いをしないと過酷な取立てをするのが特徴です。その利息の契約、要求、受領行為は、出資法による処罰の対象となり、年109.5%を超える利息の契約をしたときは、貸金業法により貸付けの契約自体が無効となります。

契約が無効であるため、借主は、ヤミ金融に支払ったお金の返還を請求できます。これに対して、ヤミ金融は、貸付金名目で交付したお金の返還を求めることができません。民法708条が「不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない」と定めているからです。ヤミ金融の被害にあったら、まず警察に相談して警告の電話をしてもらい、取立てに負けない姿勢が大切です。

ヤミ金融の支払いを銀行等への送金でした場合には、いわゆる「振り込め詐欺被害者救済法」による救済の可能性があります。振込先の銀行に口座の凍結要請をし、犯罪利用の疑いが認められると口座が凍結され、その後、一定の手続を経て、口座の残金から分配がなされる場合があります。



貸与奨学金への対応

—日本学生支援機構の貸与奨学金を中心に—

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

はじめに

大学等の学費を家計で賄いきれず、奨学金を利用する人が増えています。2020年4月から、授業料・入学金の減免と給付奨学金の支給をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」が始まりましたが、適用対象が限られ、多くの人は貸与奨学金を利用しています。このうち、独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）の貸与奨学金利用者は、大学生等の約4割に上るとされ、保証人を含めると、多くの人が奨学金の返還債務を負っていることになります。

貸与奨学金は、将来の仕事や収入が分からない時に借り入れ、一般に返済期間も長いことから、もともと返還困難に陥るリスクを内包していますが、不安定雇用や格差と貧困の拡大等により、そのリスクは高まっています。返還の負担から、結婚や出産、親元からの独立、自由な仕事の選択などを諦めるケースも少なくありません。

債務整理の現場でも、貸与奨学金が関わるケースが多く、対応には独自の知見が必要ですが、行き渡っていないのが現状です。

私は、2013年3月、「奨学金問題対策全国会議」という団体を立ち上げ、学費の負担と貸与奨学金の返還に苦しむ人の相談・救済活動をしながら、制度の改善を求める活動を続けています。本稿では、その経験をもとに、最も利用者の多い機構の貸与奨学金に係る債務整理についてお話しします。

機構の貸与奨学金

機構の貸与奨学金には、無利子の第一種と有利子の第二種があります。返還方式は、毎回定額

を返還する「定額返還方式」と、所得に応じて返還額が変わる「所得連動返還方式」（第一種のみ）があります。

保証には、貸与額から保証料を支払って保証機関の保証を受ける機関保証もありますが、約半数が個人保証を利用しています。個人保証は、連帯保証人（父母などが多い）と保証人（おじおば、兄弟姉妹が多い）の2人の保証人が必要です。

制度内の救済制度

機構の貸与奨学金制度には、返還困難な人に対する救済制度として、「返還期限の猶予」「減額返還」「返還免除」「延滞金の減免」などが業務方法書等により定められています。

1. 返還期限の猶予

(1) 経済困難、病気、障がい、生活保護受給中など返還が困難な一定の事由がある場合に、返還を先延ばしにしてもらう制度で、1年ごとに申請が必要です。経済困難を理由とする場合は、年収300万円以下、年間所得200万円以下が利用できる目安ですが、被扶養者がいる場合などは一定額を控除して基準以下になれば利用できます。

経済困難を理由とする場合、返還期限の猶予は最大10年しか利用できません（ただし、貸与終了後、一定の収入・所得を得るまでの間、返還を待ってもらう「猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金」の利用者には利用期間の期間制限はありません）。

(2) 返還期限の猶予は、延滞があると利用が制限されます。しかし、猶予を求める人は、延滞を解消するだけの資金がないのが通常です。その場合は、次のいずれかを検討します。

まず、過去の延滞期間中に、本来であれば返還期限の猶予を申請できた場合には、過去の所得証明書(自治体が発行する課税証明書・非課税証明書。源泉徴収票等は認められません)、生活保護受給証明書などを取得し、過去に遡^{さかのぼ}って猶予申請をします。それが承認されて、過去分の延滞が解消されたら、将来に向かって猶予の申請をします。

過去の延滞が解消されない場合には、「延滞据置猶予」の利用を検討します。これは延滞を据え置いたまま猶予ができる制度ですが、年収200万円以下、年間所得130万円以下と、通常の猶予に比べて要件が厳しくなっています。

2. 減額返還

病気、その他経済的な理由により返還が困難な人が、一定の要件を満たす場合に、1回当たりの返還月額を当初の3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に減らして、返還期間を延長(最大15年)する制度です。経済困難事由の収入等の基準は、返還期限の猶予の場合よりも緩やかですが、願い出の時点で延滞がないことが前提となり、延滞据置き型の減額返還制度はありません。また、第一種奨学金の所得連動返還方式利用者は、利用ができません。

3. 返還免除

借主本人が死亡し返還ができなくなったとき、精神もしくは身体の障がいにより労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し(症状固定または回復の可能性がないことを要します)、返還ができなくなったとき、申請により、返還の全部または一部の免除を受ける制度です。延滞がある場合には解消が必要です。

一部免除の場合、残金については、免除が認められたのと同じ理由では返還期限の猶予が認められないので注意が必要です。

4. 延滞金の減免

延滞金が減免できる場合については延滞金の減免に関する施行細則で定められています。ただし、借主・連帯保証人・保証人の責任でない事情で延滞が生じて機構が認めた場合、借主が死亡または精神・身体の障がい^{さか}で返還できずに連帯保証人または保証人が返還する場合、借主が

返還困難で連帯保証人または保証人が最終の割賦金の返還期日の5年以上前までに返還未済額を1年以内に返還するときなど、限られた場合にしか延滞金の減免は認められていません。

なお、過去に遡^{さかのぼ}って返還期限の猶予申請をし、承認されるケースでは、その期間の延滞金もなくなります。

5. 保証人の対応

「返還期限の猶予」「減額返還」「返還免除」は、借主本人しか利用できません。請求を受けた連帯保証人・保証人は、借主本人がこれらの制度を利用できる場合には利用を促すことを考えますが、それができない場合には、それぞれの状況に応じた対応が必要です。

6. 制度内救済制度の限界

既に述べたことから分かるように、機構の貸与奨学金制度における救済制度の利用には限界があります。制度を利用できる場合が限定的であること、経済困難を理由とする返還期限の猶予の利用期間が10年に限られること、延滞があると利用が制限されることなどもそうですが、一生、借金漬けになりかねない危険も見逃せません。例えば、約定の返還期限が20年の人が、返還期限の猶予を10年利用した後、減額返還を15年利用すると、卒業後、返還が始まってから長年経っても完済に至らない可能性があります。病気や障がいを理由とする場合には、期間の制限なく返還期限の猶予が利用できますが、ずっと借金を抱え続けること自体が大きな負担となります。病気や障がいのある人が、毎年、自身の困難と向き合いながら、猶予申請を続けるだけでも大変なことです。そのような場合、(連帯)保証人も責任を負い続けることになります。

そのため、自己破産等の法的手段などによる解決が有効なことがあります。それにも壁や留意すべき点があります。

通常^{通常}の債務整理の方法による場合の留意点

1. 自己破産

機構の制度内救済制度に限界があること、奨

学金の返還に苦しむ人は、多くが既に疲れ切っており、早期に返還の負担から解放する必要があるケースが多いことなどから、自己破産^{*1}は非常に有効な救済方法です。

ただ、個人保証を利用している場合、借主の多くが、機構から(連帯)保証人への請求を嫌って、自己破産を躊躇^{ちゅうちよ}する傾向があります。その中には、単に迷惑をかけたくないだけでなく、複雑な家族関係や親族関係により、自分が返還できていないことが親や親族に知られれば大変なことになると恐れている人も少なくありません。そのようなときには、無理をすれば、かえって膨らんだ延滞金の請求が(連帯)保証人に行くことを説明しつつ、よく話を聞きながら、親や親族との精神的な鎖を、時間をかけて解き放つことも必要です。

自己破産しようとする借主本人が、兄弟姉妹が機構から借り受けた貸与奨学金の保証人になっていることもあります。その場合、借主本人が自己破産をすると、兄弟姉妹の奨学金について保証人が欠けたとして、機構から別の保証人を求められます。特に、兄弟姉妹がまだ大学等に在籍して奨学金の貸与を受け続けている場合などは、対応が問題となります。その際、代わりの保証人を立てられない場合は、過年度分の保証料を一括で支払って、兄弟姉妹の貸与奨学金を機関保証に切り替えられる場合があるので、保証料の額を確認して、用意できる場合は、機関保証への切り替えを試みます。

なお、借主本人、(連帯)保証人が自己破産をする場合に、奨学金の返還債務の届け出がなされていない場合が少なくないので、この点も注意が必要です。

2. 消滅時効の援用

機構の貸与奨学金には、1回でも支払いを怠ると期限の利益を喪失する旨の「期限の利益当然喪失約款」がありません^{*2}。

これに関して、独立行政法人日本学生支援機

構法施行令5条5項は、「学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、(中略)その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない」と定めています。将来分については、この規定によって一括請求がなされてから返還期限が到来するため、それまでは、割賦金ごとに、約定の返済期限をもとに時効の起算点が定まります。「最後に支払ってから何年経ったか」では時効の成否が判断できないことに注意が必要です。

3. 相続放棄

借主または(連帯)保証人が死亡した場合、その相続人が責任を免れるためには、相続放棄を検討しますが、機構の奨学金の場合は、あわせて返還免除の可能性を検討します。既に述べたように、借主本人が死亡して返還ができなくなった場合は、遺族の申請により、返還免除が認められる場合があり、その場合には、相続放棄をしなくてもよいことがあります。

4. 分割返還の和解

制度内救済制度や、自己破産等で対応できないときなどは、分割返還の和解の可能性を検討します。現在のところ、機構は、240回(20年)以内で、かつ毎回の返還額が約定の割賦金以上であれば、返還中の金利や損害金が発生しない長期の分割和解に応じる傾向があります。

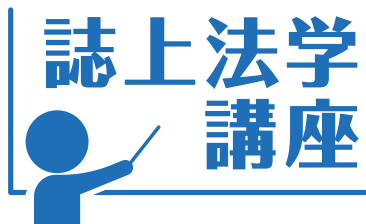
情報の入手方法

更に詳しい情報が必要な場合、機構の制度については機構のウェブサイトで確認できます。その他、相談を受ける際に必要な情報については、労働者福祉中央協議会が作成、公表し、私が監修した「奨学金返済Q & A」^{*3}をインターネット上でも公開しています。

*1 ウェブ版「国民生活」2025年3月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202503_11.pdf

*2 ウェブ版「国民生活」2025年4月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202504_10.pdf

*3 <https://www.rofuku.net/results/shogakukinsoudan2022/>



最終回

生活再建のための 債務整理

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

はじめに

債務整理が必要なほどの負債を抱える事情は多岐にわたり、その背景には事案ごとに様々な問題があります。債務整理それ自体は、返済ができない負債の処理を直接の内容としますが、その目的は債務者の生活の再建にあります。

ひと口に経済困難といっても、精神面も含めた病気や障害によるもの、就労困難な事情によるもの、家庭環境や生育環境によるものなど様々であり、債務整理の作業をする際にも、本人の精神的、身体的状況、社会的状況、価値観などに応じて、求められる支援の内容や方法は異なります。同じケースは1つもないといっても過言ではありません。

したがって、相談に際しては、表面的な負債の原因、負債額、返済能力等の把握にとどまらず、相談者の話によく耳を傾け、話しやすい状況を作りながら、信頼関係を築く必要があります。一見、無関係のように思われる会話から、債務整理を行ううえで重要な事実が判明することもあります。

また、債務整理で負債の処理ができたとしても、それだけでは生活の再建につながらないケースも多くあります。そのようなときに、生活再建のための諸制度についての基本的な知見を持っていると役に立ちます。

生活再建を支える様々な制度

生活再建を支えるための公的制度、民間の支援制度は多岐にわたり、その主体も、国、自治体から、民間の支援団体まで様々です。以下は、債務整理の現場で比較的良好に利用が検討されるものです。

1. 生活保護

(1) 生活保護とは

生活保護は、憲法25条が保障する生存権（「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」）を実現するための制度です。

生活保護の利用条件はとてもシンプルです。厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費（生活するために最低限必要な費用）」より世帯の収入が少ない「要保護状態」にあれば、差額が生活保護費として支給されます（ただし、すぐに換金できる資産がないなどの条件があります）。

年齢制限はありません。若くて健康な人でも、仕事が見つからない、または収入が最低生活費を下回れば対象になります。年金や手当があっても、最低生活費以下の額であれば差額が支給されます。親族の援助（扶養）は生活保護の要件ではなく、実際に援助があった場合に、その分だけ保護費が減らされます。親族が扶養を強制されることもありません。親や兄弟姉妹などに、援助ができるか問い合わせる扶養照会については、要保護者からの聴取によって扶養義務の履行が期待できないと判断された場合には、扶養義務者に対する直接請求はする必要がないとされています。

日本国籍の人は、居住地の役所（福祉事務所）で保護を受けることができます。ホームレス状態など、住む場所が定まっていない場合は、今いる場所（現在地）で保護を受けることができます。その場合、新住居の敷金等や布団・家財道具代の支援もあります。

(2) 違法・不当な対応についての相談

生活保護は、生存権を実現するために不可欠

の制度ですが、残念ながら、申請窓口で正しい対応がされなかったり、申請窓口の担当者による申請の受付拒否や正しくない説明をして追い返すなどの行為により、申請を諦めてしまうケースがあります。「若くて働けるから保護は受けられない」「借金があるから保護は受けられない」「まずは両親に面倒をみてもらえばよい」「家のない人はまず施設に入ってもらおう」などはいずれも違法な対応であり、正しくないことを言って申請を受け付けず、相談で追い返すこと自体が違法です。「要保護状態」であるのに保護が受けられない場合は、対応に問題がある可能性があります。

そのような場合には、生活保護の相談窓口のある弁護士会もありますので相談してください。

(3) 債務整理と生活保護

債務整理と生活保護についての留意点についてお話しします。

- 借金のある方が生活保護を受ける場合、保護費は最低生活費を確保するものなので、借金の返済に充ててはいけません。保護費から借金を返済すると、その穴埋めのために新たな借り入れをすることになりますが、生活保護受給中にした借金は収入とみなされるため、福祉事務所がこれに気づかずに余分に支給した保護費は、後日、返還を求められます。この保護費の返還請求権は、自己破産においても免責されない非免責債権なので、注意が必要です。

借金のある方が生活保護を受ける場合には、借金を放置せず、速やかに自己破産等を行うことが必要です。

- 経済的に困難な状況にある個人は、自己破産等の費用を捻出するため、法テラス（日本司法支援センター）の援助を利用できる場合があります。収入等が一定の基準を満たす場合、法テラスが弁護士費用や実費等を立て替え、被援助者がこれを法テラスに割賦で償還する制度ですが、援助開始時に生活保護を受給している場合は、事件終了まで償還が猶予され、事件終了時に生活保護を受けている場

合には、申請によって償還の免除が可能です。なお、生活保護受給中の方については、自己破産で管財人がつく場合の管財人への引継予納金の援助を受けることも可能です。

法テラスの援助については、準生活保護受給者の立替金償還免除という制度があります。これは、生活保護を受けていなくても、資力（収入・資産など）が法テラスの資力基準の70%以下であり、今後の回復の見通しが立たない、回復する見込みが乏しい場合に、資料を提出して償還免除申請をし、認められると償還が免除されるものです。通常は、資力がないことを証明するために多くの資料が必要ですが、自己破産事件に関する特例があり、免責許可決定から2カ月以内に、破産申立書の写しと免責許可決定書を提出して申請することにより、簡易な手続で償還免除を受けられます。

2. 生活困窮者自立支援制度

仕事が見つからない、働きたくても働けない、家賃を払えない、住む所がない、社会に出るのに不安を感じるなど、生活に困っている方の相談を受け、一人一人の状況に合わせて、様々な支援を行うのが「生活困窮者自立支援制度」です。

社会保険制度・労働保険制度と生活保護制度との間に「第2のセーフティネット」を設けることで、包括的な支援体制を整えることを目的に導入されました。

以下のような支援があります。

・自立相談支援事業

支援機関の相談員が、相談者と一緒にその方に応じた具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

・住居確保給金の支給

就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付します。

・就労準備支援事業

一般就労に向けた日常生活自立・社会自立、就労自立のための訓練を行います。

・就労訓練事業

直ちに一般就労が困難な方に対する支援付き

の就労の場を設けます。

・家計改善支援事業

家計を把握することや、利用者の家計改善意欲を高めるための支援を行います。

・一時生活支援事業

住居を失った方に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供し、一定期間の見守りや生活支援を行います。

・生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

子どもに対する学習支援、子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等を行います。

相談窓口は各市区町村に用意されています。

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行う「生活福祉資金貸付制度」は、生活困窮者自立支援制度と連携して支援が行われます。相談と利用申請の窓口は、居住地の市区町村の社会福祉協議会です。同制度に基づく貸付けは、返済が猶予または免除される場合があります。

3. 精神保健福祉センターの利用

精神保健福祉センターは、心の健康の保持と向上を目的として、精神保健福祉相談を受けるとともに、心の病を持つ方の自立と社会復帰をめざして、社会に適應する力をつけるために指導と援助を行っています。その業務の一環としての精神保健福祉相談は、心の問題や病気で困っている本人や家族及び関係者からの相談を受けており、アルコール依存、薬物依存、認知症、うつ病等の精神疾患、精神障害者の社会復帰、ひきこもりなど、多岐にわたる相談を行っています。

多重債務に陥る方の中には、心の病から気持ちの隙間を埋めるために買い物を続けたり、ギャンブルやアルコール依存のために借金を重ねた方もいます。そのような場合、生活再建のためには、債務整理とともに、その原因となった問題への対応が必要となります。自己破産で裁量

免責^{*}を求める場合にも、これらの問題に対応しているかが問われることがあります。医師やカウンセラー、自助グループなどの相談先等を自分で探せない方などには、地域の精神保健福祉センターへの相談を勧めることも必要です。

解決から傾聴へ

債務整理は、返済困難な負債を抱えた方の債務の負担を解消、軽減するために、様々な方法による「解決」をめざしますが、同時に、その背景にある問題に目を向けないままでは、本当の生活再建につながらず、手続も円滑に進まないことがあります。

病気や障害がある方の場合には、速やかに手続を進めること自体が負担になることがあり、負債を抱える過程で心の傷を抱えている方は、自己破産などで負債に至る経緯を説明する際などにも、過去の事実に向き合うことに痛みを感じることがあります。

債務整理においては、制度上、速やかに手続を進めることがとても大切ですが、無理に進めるあまり、逆効果になることもあり、対応に悩むことがあります。それでも、債務整理が本人のためのものであることに照らせば、その方の抱える事情に配慮した対応が必要で、難しい判断を迫られる事案が増えているように思います。

「解決」と同時に「傾聴」を重視した寄り添い型の支援の大切さを感じます。

一方、それらの課題に債務整理や自立支援に当たる相談員が対応するには限界があります。生活再建のための諸制度の検討・利用には、関係諸機関に相談し、協力を求めることが必要です。また、相談者の抱える多くの問題に目を向けることは、それだけ相談員の負担が大きくなることをも意味します。相談員の負担を支える体制を構築することもまた、今日の債務整理における課題だと考えます。

* ウェブ版「国民生活」2025年3月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202503_11.pdf